平成２９年（フ）第１５２号
埼玉県ふじみ野市築地２丁目５番地７　ＭＢハイムⅢ　202
債務者　長野ウゴこと　バスケス　ナガノ　ウゴ　エリベルト
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６９号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目７番５号
債務者　園田　太郎
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１７３号
埼玉県川越市大手町８番地６（カーサ・ボスコ401号室）
債務者　三好　玲子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１９２号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷11番地４　ハイツ遠藤103号
債務者　太田　勇夫
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４９号
川崎市宮前区犬蔵３丁目５番１―313号　市営住宅
債務者　頓宮　伸高
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
新潟県加茂市旭町12番４号
債務者　目黒亜津子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第７８号
静岡県沼津市新沢田町７番43号　シティパル新沢田509号
債務者　佐藤　　大
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１０号
静岡県掛川市天王町57番地　レオパレスグリーンヒル101
債務者　大𣘺麻有子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
静岡県掛川市横須賀490番地
債務者　栗山　晃泰
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第１８７６号
愛知県常滑市飛香台８丁目６番地の１　クレメントⅠ　201号
債務者　岡田　泰一
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７８号
愛知県岩倉市神野町平久田390番地
債務者　浅野　悠司
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２０２号
北九州市門司区東新町２丁目８番６―404号
債務者　田中　　勇
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７号
大分県日田市大山町西大山6021番地１
債務者　坂本　三男
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第５号
北海道美唄市字上美唄原野2826番地（茶志内町協和）
債務者　但木　淳史
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１４号
北海道夕張郡栗山町中央２丁目248番地２　ユーコーポⅡ　１号室
債務者　成田　　学
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１５号
北海道夕張郡栗山町中央２丁目248番地２　ユーコーポⅡ　１号室
債務者　成田　麻子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第５７号
岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森126番地２　コーポ寺沢103、旧住所盛岡市手代森30地割１番地６
債務者　吉田　　眞
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部